

社会福祉協議会の備品使用にあたり（お願い）

市民の皆さまが交流を図るために実施する行事等へ備品を貸出します。

それにより、世代や地域の結びつきを少しでも深めていただけると幸いです。

使用にあたっては、次のことを守っていただき、より多くの方にご活用いただけるよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

- 貸出しできる備品は、同じものにつき各団体1つとします。
- 貸出期間は、使用期日の前後2日間を最大とします。（他の団体と重複する場合は、調整させていただきます）
- 費用は無料ですが、破損または紛失により生じる修繕費等をご負担いただきます。
- 備品の運搬は、各自お願いいたします。
- 使用中に不具合があった場合は、ただちに使用を中止してください。無理に使用を続けることにより、けが等の恐れがあります。
- 貸出し及び返却時には、破損等の確認をおこなっていただき、使用後の清掃も丁寧におこなってください。

（別紙チェックリスト）

笠間市社会福祉協議会	本 所（TEL 0296-77-0730）
	笠間支所（TEL 0296-73-0084）
	岩間支所（TEL 0299-45-7889）